

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年7月29日
【計算期間】	第9期中(自 令和3年11月1日 至 令和4年4月30日)
【ファンド名】	プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド (Premium Funds - Schroder Japanese Equity Fund)
【発行者名】	S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・ カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 濱 理 貴
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番 (2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

(注) この半期報告書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第7条第4項の規定により、令和4年4月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

1 【ファンドの運用状況】

SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

なお、以下は過去の実績を示したものであり、将来の運用成績を示唆または保証するものではない。

（1）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2022年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	86,335,227.98	100.10
現金その他の資産（負債控除後）		- 87,922.27	- 0.10
合計		86,247,305.71	100.00
（純資産価額）		（約11,058百万円）	

（注1）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注2）米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 128.21円）による。以下別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注3）ファンドはケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（）投資有価証券の主要銘柄

（2022年5月末日現在）

銘柄	国・ 地域名	種類	口数	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
Schroder International Selection Fund - Japanese Equity I Accumulation USD Hedged	ルクセンブルグ	投資信託	371,808.95	171.34	63,705,612.93	232.20	86,335,227.98	100.10

（）投資不動産物件

該当事項なし。（2022年5月末日現在）

（）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。（2022年5月末日現在）

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

サブ・ファンドの2022年5月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2021年6月末日	88,542,039.54	11,351,975	18.01	2,309
7月末日	86,872,577.18	11,137,933	17.75	2,276
8月末日	89,732,180.32	11,504,563	18.12	2,323
9月末日	90,113,128.82	11,553,404	18.97	2,432
10月末日	91,367,938.72	11,714,283	18.68	2,395
11月末日	88,252,699.70	11,314,879	17.81	2,283
12月末日	91,006,405.15	11,667,931	18.38	2,356
2022年1月末日	84,533,256.22	10,838,009	17.29	2,217
2月末日	85,378,749.99	10,946,410	17.29	2,217
3月末日	88,370,021.49	11,329,920	17.88	2,292
4月末日	84,830,086.10	10,876,065	17.58	2,254
5月末日	86,247,305.71	11,057,767	17.83	2,286

<参考情報>

＜純資産の推移＞(2014年4月9日(運用開始日)～2022年5月末日)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

2022年5月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

期間	収益率（注）
2021年6月1日～2022年5月末日	-1.65%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2022年5月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2021年5月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

<参考情報>



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a=当該各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b=当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配落の額)(2014年については、10米ドル)

(注2) 2014年については2014年4月9日(運用開始日)から同年末日まで、2022年については2022年1月1日から同年5月末日までの収益率となります。

(3) 【投資リスク】

<リスクに関する参考情報>

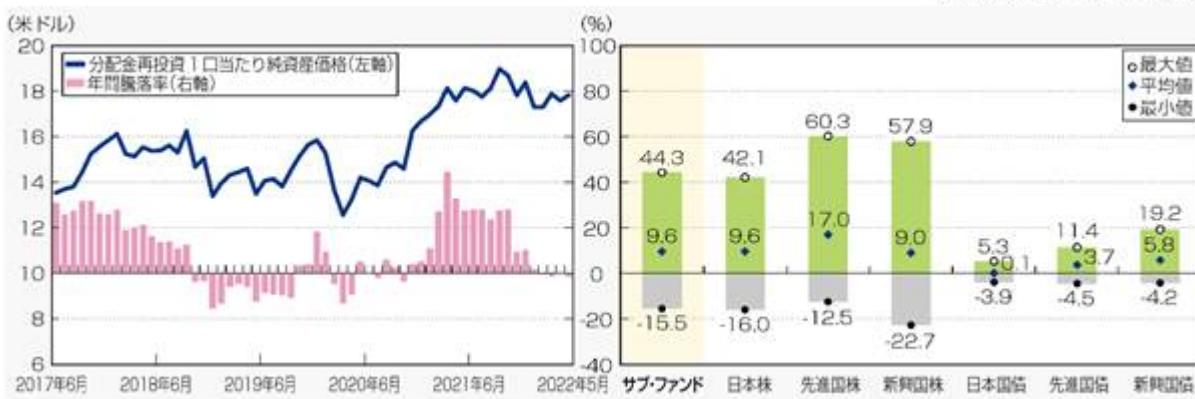
サブ・ファンドの分配金再投資

1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移
2017年6月～2022年5月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものである。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンド(表示通貨ベース)と他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう作成したものである。

(2017年6月～2022年5月)



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指標提供会社のデータを基に森・酒田松本法律事務所が作成

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格はサブ・ファンドの1口当たり純資産価格と等しくなる。

(注2) サブ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。)

(注3) サブ・ファンドの年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。

(注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指標の値を対比して、その騰落率を算出したものである。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。)

(注5) サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

(注6) サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指標

日本株.....TOPIX(配当込み)

先進国株.....FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株.....S&P新興国総合指数

日本国債.....ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債.....FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債.....FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX(東証株価指数)の指標値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。JPXは、TOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指標は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指標の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

2 【販売及び買戻しの実績】

下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2022年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

期間	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2021年6月1日	1,314,793.924	1,332,896.189	4,838,282.812
～2022年5月末日	(1,314,793.924)	(1,332,896.189)	(4,838,282.812)

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3 【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本文に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。

日本文の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2022年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1米ドル = 128.21円

(1) 【資産及び負債の状況】

プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド
純資産計算書
2022年4月30日現在
(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価63,518,458.62米ドル (8,143,702千円))	1.2	84,949,173.89	10,891,334
銀行預金		77,619.76	9,952
資産合計		85,026,793.65	10,901,285
負債			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	57,645.69	7,391
未払投資運用会社報酬	4	46,276.96	5,933
未払弁護士費用		36,845.65	4,724
未払印刷および公告費用		31,537.54	4,043
未払代行協会員報酬	8	7,115.24	912
未払専門家費用		6,703.06	859
未払管理事務代行会社報酬	5	4,269.07	547
未払保管会社報酬	6	2,845.28	365
未払管理会社報酬	3	2,135.40	274
未払受託会社報酬	2	1,153.70	148
その他の未払報酬		179.96	23
負債合計		196,707.55	25,220
純資産		84,830,086.10	10,876,065
発行済受益証券口数		4,824,378.736口	
受益証券1口当たり純資産価格		17.58米ドル	2,254円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド
統計情報

発行済受益証券口数、期末

2020年10月31日	5,799,250.005 □
2021年10月31日	4,892,163.974 □
発行受益証券	516,352.519 □
買戻受益証券	(584,137.757)□
2022年4月30日	4,824,378.736 □

純資産、期末

	米ドル
2020年10月31日	84,636,786.80
2021年10月31日	(10,851,282千円)
2022年4月30日	91,367,938.72
	(11,714,283千円)
	84,830,086.10
	(10,876,065千円)

受益証券1口当たり純資産価格、期末

	米ドル
2020年10月31日	14.59
2021年10月31日	(1,871円)
2022年4月30日	18.68
	(2,395円)
	17.58
	(2,254円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド

財務書類に対する注記

2022年4月30日現在

注1. 重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (c) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に決定される。
- (d) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (f) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

注2. 受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しあつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3. 管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しあつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4. 投資運用会社報酬

投資運用会社は各評価日に発生しあつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.65%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、投資運用報酬（年率0.60%）とサービス報酬（年率0.05%）から成る。

注5. 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しあつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6. 保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しあつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7. 販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しあつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しあつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱うサブ・ファンドの受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産の年率0.79%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8. 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しあつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9. 税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10. 受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注11. 関連当事者取引

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売取扱会社および代行協会員ならびに販売会社は、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注12. 当会計期間中の重要な事象

管理会社は、COVID-19のパンデミック状況下におけるサブ・ファンドの状況について評価を行い、金融市場は非常に不安定で世界中の健康状態が依然として困難な状況にあるものの、本報告書日または近い将来において、サブ・ファンドを終了する予定はない旨確認している。管理会社は、受益者の最善の利益のために、サブ・ファンドの状況を引き続き注意深く監視する予定である。

注13. 決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じた重要な事象はなかった。

(2) 【投資有価証券明細表等】

プレミアム・ファンズ シュローダー日本株式ファンド
投資有価証券明細表
2022年4月30日現在

(表示通貨 : 米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率*
投資信託		米ドル		米ドル	%
371,482.52	Schroder International Selection Fund - Japanese Equity I Accumulation USD Hedged	米ドル	63,518,458.62	84,949,173.89	100.14
投資信託合計			63,518,458.62	84,949,173.89	100.14
投資有価証券合計			63,518,458.62	84,949,173.89	100.14

投資有価証券の分類
2022年4月30日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	%
投資有価証券合計		100.14

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(*) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

4 【管理会社の概況】

（1）【資本金の額】

2022年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億5,027万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,755円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2022年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=137.76円）による。以下別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（2）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（隨時改正される。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（隨時改正される。）第125-2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧洲議会および理事会通達2011/61/EU（隨時改正される。）（以下「AIFMD」という。）ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（改正済）に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社（AIFM）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の

不履行による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2022年5月末日現在、管理会社は、以下のとおりに分類される6本の投資信託を運営および管理している。

分類		内訳（純資産価額）
A分類	通貨建別 運用金額	米ドル建て： 3,683,345,615米ドル
		ユーロ建て： 2,413,304ユーロ
		日本円建て： 1,524,673,142,536円
		豪ドル建て： 17,294,934豪ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。

（3）【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

5 【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ルクセンブルグ ソシエテ アノニメから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2022年 5 月 31 日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 ユーロ = 137.76 円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【資産及び負債の状況】

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2022年3月31日現在
(単位:ユーロ)

資産	注	2022年3月31日		2021年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- コンピューター機器	3	2,055	283	3,016	415
流動資産					
- 債権					
売掛金					
- 1年内に支払期限の到来するもの	4	862,364	118,799	846,347	116,593
その他の売掛金					
- 1年内に支払期限の到来するもの		48,582	6,693	29,010	3,996
- 預金および手許現金		9,513,016	1,310,513	9,186,535	1,265,537
前払金		17,252	2,377	32,315	4,452
資産合計		10,443,269	1,438,665	10,097,223	1,390,993
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	750,271	5,446,220	750,271
- 準備金					
法定準備金	6	490,714	67,601	408,317	56,250
その他の積立金 - 配当可能		940,615	129,579	910,564	125,439
その他の積立金 - 配当不能	7	1,242,812	171,210	1,007,312	138,767
		2,674,141	368,390	2,326,193	320,456
- 当期損益		1,674,115	230,626	1,647,949	227,021
		9,794,476	1,349,287	9,420,362	1,297,749
引当金					
- 納税引当金	8	381,902	52,611	503,491	69,361
- その他の引当金	9	159,385	21,957	92,037	12,679
		541,287	74,568	595,528	82,040
非劣後債務					
- 買掛金					
1年内に支払期限の到来するもの		90,875	12,519	60,136	8,284
- その他の債務					
1年内に支払期限の到来するもの	10	16,631	2,291	21,197	2,920
		107,506	14,810	81,333	11,204
資本金、準備金および負債合計		10,443,269	1,438,665	10,097,223	1,390,993

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益の状況】

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書
2022年3月31日に終了した年度
(単位:ユーロ)

注	2022年3月31日		2021年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上高	11.1	3,905,390	538,007	3,576,644
その他の営業収益	12.2	28,850	3,974	87,511
その他の外部費用	11.2	(230,018)	(31,687)	(221,699)
人件費		(1,262,428)	(173,912)	(1,034,815)
- 賃金および給与		(1,033,987)	(142,442)	(854,160)
- 社会保障費		(103,845)	(14,306)	(93,434)
- 年金関連		(38,937)	(5,364)	(38,449)
- その他の社会保障費		(64,908)	(8,942)	(54,985)
- 補足年金費用		(21,696)	(2,989)	(19,773)
- その他の社会的費用		(102,900)	(14,176)	(67,448)
その他の営業費用	12.1	197,093	27,152	165,280
その他の未収利息および類似収益	12.2	-	-	10,246
未払利息および類似費用		(19,048)	(2,624)	-
損益に係る税金		(551,538)	(75,980)	(604,658)
税引後損益		1,647,115	226,907	1,647,949
その他の税金		-	-	-
当期利益		1,647,115	226,907	1,647,949
		<hr/>	<hr/>	<hr/>
				227,021

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2022年3月31日に終了した年度

注1. 事業活動

S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」という。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧洲議会および理事会通達2011/61/EU（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2022年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（「Q M S」）、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクォンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

注2. 重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3. 固定資産の変動

	取得原価		評価額調整			
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	3,845	3,845	(829)	(1,791)	3,016	2,055

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- オフィスレイアウト 50%

注4. 債権

2022年3月31日および2021年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

注5. 払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2021年または2020年の間に自社株を取得しなかった。

注6. 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2021年度の利益に関しては、82,397ユーロが積立てられた（2020年度の利益に関しては、104,724ユーロ。）。

注 7 . 資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2021年3月31日現在残高	5,446,220	408,316	910,564	1,007,312	1,917,876	1,647,949
損益の繰入額	-	82,397	1,330,051	235,500	1,565,551	(1,647,949)
分配済み配当金	-	-	(1,300,000)	-	(1,300,000)	-
当期損益	-	-	-	-	-	1,674,115
2022年3月31日現在残高	5,446,220	490,714	940,615	1,242,812	2,183,427	1,674,115

	資本金	法定 準備金	積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2020年3月31日現在残高	5,446,220	303,592	909,514	758,600	1,668,114	2,094,486
損益の繰入額	-	104,724	1,741,050	248,712	1,989,762	(2,094,486)
分配済み配当金	-	-	(1,740,000)	-	(1,740,000)	-
当期損益	-	-	-	-	-	1,647,949
2021年3月31日現在残高	5,446,220	408,316	910,564	1,007,312	1,917,876	1,647,949

当社は、施行された税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、5年間は配当に利用することはできない。

注 8 . 法人所得税

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。
税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

注 9 . その他の引当金

	2022年3月31日	2021年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	159,385	92,037
	159,385	92,037

注10 . その他の債務

2022年3月31日および2021年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2022年3月31日	2021年3月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	16,631	21,197
	16,631	21,197

注11. 純売上高およびその他の営業費用

11.1 純売上高

	2022年3月31日 ユーロ	2021年3月31日 ユーロ
管理報酬	3,882,642	3,537,644
弁護士報酬	22,748	39,000
	<hr/> 3,905,390	<hr/> 3,576,644

2022年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）- エル・プラス・タンジェントから、四半期毎の純資産価額に対して0.03%の報酬を受領した。当該ファンドは2021年8月12日付で償還された。

当社は、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウエルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウエルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウエルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド、日興ワールド・トラスト - デンマーク、カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンドおよび日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンドから、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - KKRグローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703およびクオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、（ ）サブ・ファンドの当初発行価格に（ ）関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報

酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

11.2 その他の外部費用

その他の費用	2022年 3月31日	2021年 3月31日
	ユーロ	ユーロ
	230,018	221,699
	230,018	221,699

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

12.1 その他の営業費用

その他の管理事務費用	2022年 3月31日	2021年 3月31日
	ユーロ	ユーロ
	197,093	165,280
	197,093	165,280

12.2 その他の営業収益

過年度からのその他の引当金に対する調整	2022年 3月31日	2021年 3月31日
	ユーロ	ユーロ
	5,095	78,456
償却済み投資信託からの現金	17,231	3,519
その他	6,524	5,536
	28,850	87,511

注13. 従業員および取締役

13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2022年3月31日	2021年3月31日
取締役	4	4

13.2 従業員

2022年3月31日および2021年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2022年3月31日	2021年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	2	2
従業員	3	3
	7	7

注14. 後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

**Balance sheet as at March 31, 2022
(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2022	March 31, 2021
		EUR	EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Computer equipment	3	2 055	3 016
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	862 364	846 347
Other receivables			
- becoming due and payable within one year		48 582	29 010
- Cash at bank and in hand		9 513 016	9 186 535
Prepayments		17 252	32 315
Total assets		10 443 269	10 097 223
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	490 714	408 317
other reserves – available		940 615	910 564
other reserves – non available	7	1 242 812	1 007 312
		2 674 141	2 326 193
- Profit or loss for the financial year		1 674 115	1 647 949
		9 794 476	9 420 362
Provisions			
- Provisions for taxation	8	381 902	503 491
- Other provisions	9	159 385	92 037
		541 287	595 528
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		90 875	60 136
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	16 631	21 197
		107 506	81 333
Total capital, reserves and liabilities		10 443 269	10 097 223

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

**Profit and loss account for the year ended March 31, 2022
(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2022	March 31, 2021
		EUR	EUR
Net turnover	11.1	3 905 390	3 576 644
Other operating income	12.2	28 850	87 511
Other external expenses	11.2	(230 018)	(221 699)
Staff costs		(1 262 428)	(1 034 815)
- Wages and salaries		(1 033 987)	(854 160)
- Social security costs		(103 845)	(93 434)
- <i>Relating to pension</i>		(38 937)	(38 449)
- <i>Other social security costs</i>		(64 908)	(54 985)
- Supplementary pension costs		(21 696)	(19 773)
- Other social costs		(102 900)	(67 448)
Other operating expenses	12.1	197 093	165 280
Other interest receivable and similar income	12.2	-	10 246
Interest payable and similar expenses		(19 048)	-
Tax on profit or loss		(551 538)	(604 658)
Profit or loss after taxation		<u>1 674 115</u>	<u>1 647 949</u>
Other taxes		-	-
Profit for the financial year		<u>1 674 115</u>	<u>1 647 949</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022

Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2022, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.1 - Foreign currency translation (continued)

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

Category	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Value adjustments ¹		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
			Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Fixed assets -computer equipment	3 845	3 845	(82)	(179)	3 016	2 055

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Computer and equipment 2.5%
Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)

Note 4 - Debtors

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2022 and March 31, 2021 represent management fees receivable.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year 2021 nor during the year 2020.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 82 397 was made in respect of the profit of 2021 (EUR 104 724 in respect of the profit of 2020).

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2021	5 446 220	408 316	910 564	1 007 312	1 917 876	1 647 949
Allocation of the result	-	82 397	1 330 051	235 500	1 565 551	(1 647 949)
Dividend distributed	-	-	(1 300 000)	-	(1 300 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 674 115
Balance at March 31, 2022	<u>5 446 220</u>	<u>490 714</u>	<u>940 615</u>	<u>1 242 812</u>	<u>2 183 427</u>	<u>1 674 115</u>

	Capital	Legal reserve	Reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2020	5 446 220	303 592	909 514	758 600	1 668 114	2 094 486
Allocation of the result	-	104 724	1 741 050	248 712	1 989 762	(2 094 486)
Dividend distributed	-	-	(1 740 000)	-	(1 740 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 647 949
Balance at March 31, 2021	<u>5 446 220</u>	<u>408 316</u>	<u>910 564</u>	<u>1 007 312</u>	<u>1 917 876</u>	<u>1 647 949</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)

Note 7 - Capital and reserves (continued)

The Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet.

Note 9 – Other provisions

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Provision for general expenses	159 385	92 037
	<u>159 385</u>	<u>92 037</u>

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2022 and March 31, 2021 are analysed as follows:

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Provision for preferential creditors (social security)	16 631	21 197
	<u>16 631</u>	<u>21 197</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)

Note 11 - Net turnover and other external expenses

11.1 - Net turnover

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Management fees	3 882 642	3 537 644
Legal Commission	<u>22 748</u>	<u>39 000</u>
	<u>3 905 390</u>	<u>3 576 644</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2022 are as follows:

The Company received from Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, a fee of 0.03% of the net asset value per quarter. This fund has been terminated on 12th August 2021.

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund and Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703 and from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 202003, a fee at the rate of

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)

0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

11.2 - Other external expenses

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Other expenses	<u>230 018</u>	<u>221 699</u>
	<u>230 018</u>	<u>221 699</u>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 12 - Other operating expenses and other operating income

12.1 - Other operating expenses

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Other administrative expenses	197 093	165 280
	<u>197 093</u>	<u>165 280</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2022 (continued)

12.2 - Other operating income

	March 31, 2022	March 31, 2021
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	5 095	78 456
Cash from liquidated Investment funds	17 231	3 519
Other	<u>6 524</u>	<u>5 536</u>
	<u>28 850</u>	<u>87 511</u>

Note 13 - Staff and directors

13.1 - Directors

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2022	March 31, 2021
Directors	4	4

13.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2022 and March 31, 2021 was as follows:

	March 31, 2022	March 31, 2021
Senior Management	2	2
Middle Management	2	2
Employees	<u>3</u>	<u>3</u>
	<u>7</u>	<u>7</u>

Note 14 – Subsequent events

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

6【その他】

2022年4月28日提出済みの募集事項等記載書面および有価証券報告書の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

(注)下線の部分は訂正箇所を示す。

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

(前略)

(ハ) 資本金の額

2022年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億441万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,587円）の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2022年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 129.34円）による。以下別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(ハ) 資本金の額

2022年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億5,027万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,755円）の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2022年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 137.76円）による。以下別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

投資先ファンドにかかる費用等

<訂正前>

(前略)

()投資先投資法人は、運営にあたり発生したあらゆる手数料および費用（税金、法務および監査業務に係る費用等を含みます。）を支払う。

2020年12月末日までの1年間の投資先ファンドの管理会社報酬等の実績は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.07%である。当該年率は、過去の実績であり、投資先投資法人および投資先ファンドの純資産価額や運用状況等により変更するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができない。

詳細については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

(後略)

<訂正後>

(前略)

() 投資先投資法人は、運営にあたり発生したあらゆる手数料および費用(税金、法務および監査業務に係る費用等を含みます。)を支払う。

2021年12月末日までの1年間の投資先ファンドの管理会社報酬等の実績は、投資先ファンドの純資産価額の年率0.06%である。当該年率は、過去の実績であり、投資先投資法人および投資先ファンドの純資産価額や運用状況等により変更するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができない。

詳細については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本

2022年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

2022年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 海外における販売

制裁

<訂正前>

サブ・ファンドの受益証券は日本における販売会社および/または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、日本における販売会社および/または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込人および受益者(および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授権された者(以下、本項において「関係者」という。)(もしあれば))が()米国財務省海外資産管理局(以下「O F A C」という。)によって維持されている、またはE Uおよび/または英国の規則(後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため)および/またはケイマン諸島の法令に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名(名称)が掲載されていないこと、()国際連合、O F A C、E U、英国および/またはケイマン諸島によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または()国際連合、O F A C、E U、英国またはケイマン諸島によって課せられた制裁(英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。)の対象(以下「制裁対象」と総称する。)でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込人または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込人に通知することなく、申込人が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込人との追加の取引および/または申込人のサブ・ファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある(以下「制裁対象者事象」という。)。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害

および／または損失（直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。）に対する責任を一切負わないものとする。

＜訂正後＞

サブ・ファンドの受益証券は日本における販売会社および／または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、日本における販売会社および／または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込人および受益者（および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授権された者（以下、本項において「関係者」という。）（もしあれば））が（　）米国財務省海外資産管理局（以下「O F A C」という。）によって維持されている、またはEUおよび／または英国の規則（後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため）および／またはケイマン諸島の法令に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名（名称）が掲載されていないこと、（　）国際連合、O F A C、EU、英国および／またはケイマン諸島によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または（　）国際連合、O F A C、EU、英国またはケイマン諸島によって課せられた制裁（英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。）の対象（以下「制裁対象」と総称する。）でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込人または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込人に通知することなく、申込人または当該関係者（適用ある場合）が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込人との追加の取引および／または申込人のサブ・ファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある（以下「制裁対象者事象」という。）。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込人が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および／または損失（直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。）に対する責任を一切負わないものとする。

SMB C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、SMB C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2022年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2022年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「IAS」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したIASの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したIASに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的・意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したIASに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または

内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。

- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するためには、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2022年6月10日

ケーピーエムジー ルクセンブルグ
ソシエテ アノニメ
公認の監査法人

ピクター・チャン・イン
パートナー

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholder of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, Rue Hildegard Von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2022, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2022, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession ("Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the réviseur d'entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, 10 June, 2022

KPMG Luxembourg
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

V. Chan Yin
Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。